

6月1日より企業においてパワハラ対策が義務化されました

パワハラは社会問題として注視されてきましたが、法的な明記はありませんでした。今回「セクハラ」などと同様に事業主にパワハラ防止の措置が義務付けられました。

(施行日：大企業 令和2年6月1日)
(中小企業 令和4年4月1日施行 それまでは努力義務となります。)

「後輩のミスを叱責したらパワハラと言われた」

「不本意な仕事を与えられたのでこれはパワハラだ」

職場におけるパワハラとは？

1. 上司と部下の関係など優越的な関係がある
2. 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動である
3. 身体的または精神的な苦痛を与え、働く環境を脅かす

①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※「指導」なのか「パワハラ」なのかの判断が難しいとの指摘もありますが、個人の受け取り方によっては、業務上必要な指示や注意・指導を不満に感じたりする場合でも、業務上の適正な範囲で行われている場合にはパワハラには当たらないことになります。

どのような行為がパワハラにあたるのか？

1. 身体的な攻撃	・殴る。蹴る。 ・物を投げる。	4. 過大な要求	・能力を超えた仕事の強要 ・仕事の妨害
2. 精神的な攻撃	・「馬鹿」「役に立たず」など人格を否定する。 ・厳しい叱責を繰り返す。	5. 過小な要求	・業務に関係のない程度の低い仕事を長時間続けさせる。 ・仕事を与えない。
3. 人間関係からの切り離し	・1人だけ会議に出席させない。長期的な無視	6. 個の侵害	・プライベートに過度に干渉する。 ・休日や夜間に緊急度の低い仕事の連絡をする。

企業に求められる措置

- ① 事業主によるパワハラ防止の社内方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・パワハラの内容やパワハラがあってはならないという方針を明確に伝える。
 - ・就業規則などで懲戒規定を定め、労働者に周知・啓発する。
- ② 実態の把握
 - ・社内アンケートやヒアリングを実施する。
- ③ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備
 - ・相談窓口を設置する。
 - ・相談窓口の担当者による適切な相談対応を行う。
- ④ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止等
 - ・事実関係の迅速・正確な確認を行う。
 - ・被害者を配慮した適正な対応と行為者への適正な対応を行う。(配置転換や処分など)
 - ・再発防止に向けた対応を実施する。



《筆者：小池》

お知らせ

- 健康保険・厚生年金保険の定時決定（算定基礎届）を行いません。4・5・6月に支払われた賃金をもとに9月からの標準報酬月額を決定致します。
- 今年の労働保険料の申告納付は、8月31日までと延長になっています。新型コロナウイルスの影響で労働保険料の納付が困難な場合は申請により納付を1年間猶予することが出来ますので、詳しくはお問い合わせ下さい。
- 毎年行っている当事務所での健康診断を今年はコロナにより中止致します。(別紙参照)

自然との共生



会津の『雄国沼』の登山をしてきました。
ニッコウキスゲがとてもきれいでした。

わたしのひとこと

コロナの対応で、しばらくの間県外への移動が禁止されていました。6月21日、梅雨の合間を見て大好きな那須登山に早朝4時30分に出発し、6時過ぎから歩き始める予定でした。駐車場について一瞬の驚き、満杯で駐車ができないのです。少しUターンし、何とか駐車しました。県外ナンバー茨城・千葉・埼玉等の車でいっぱいでした。いずれも山のない県の方です。私が山登りを始めてから20年過ぎましたがこんなことは初めての経験です。どんなに遅くとも朝7時までであれば駐車できたのです。日光も同じような状態です。規制がとれて一斉に飛び出したというような印象です。今年は、山小屋が宿泊できませんので。アルプスの登山もできません。北アルプスの100名山がまだ3山残っているのに・・・とても残念です。コロナは永久なので、もう諦めですね。やりたいことを今やらなかったら後では絶対できないということをしみじみ感じているところです。

鍋島 勝子



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL：028-635-9752 FAX：028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail：nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

